
第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第4章 フランス

(注1) 2001年末までは、老齢年金の保険料納付期間が160四半期を超える高齢失業者を対象としたもので、2002年からは雇用契約満了日に55歳未満の失業者（ただし、事前解雇通知日が2001年末以前のケース）を対象としたものである。

(注2) 家族政策と家族手当を所掌する全国家族手当金庫（CNAF）の県レベルの組織で、家族給付サービス等を行う。

(注3) 県知事と県会議長が指名した国の代表者、県議会及び自治体議会の議員、関連施設・団体の代表で構成される委員会。

(注4) 特定の融資を受けた住宅に居住する世帯を対象とした対人住宅手当（APL）、扶養家族のある世帯を対象とした家族住宅手当（ALF）、扶養家族のいない低所得者層を対象とした社会住宅手当（ALS）の3種類あり、世帯構成や所得に応じて国から支給される住宅費援助である。

(注5) 就職が特に困難と認められる長期失業者や50歳以上の失業者を対象として地方公共団体が雇用機会を提供するものである。給与の一部を国が負担し、社会保険料の使用者負担の一部が免除される。

(注6) 地方ごとに設置され、地方議員が本部長となる。受入・情報提供・オリエンテーションセンター（PAIO）は規模が小さいため、地方ミッション（Mission locale）に統合されている。

参考文献

日本労働研究機構欧州事務所HP

藤井良治・塩野谷裕一編「先進諸国の社会保障フランス」（東京大学出版会）

日本労働研究機構編「フランスの労働事情」

フランス社会問題・雇用・連帯省資料

全国商工業雇用協会（UNEDIC）資料

CFDT（フランス民主主義労働同盟）資料

フランス公共職業安定所（ANPE）本庁資料

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第4章 フランス

1 概要

フランスの社会保障制度が形成されたのは、20世紀に入ってからである。19世紀末に、公務員や国営企業等に社会保険が導入されたがその対象は限られており、1930年に今日のような社会保険法が制定された。そして、第2次大戦後の1945年、イギリスのベバレッジ報告の影響を受けて、民間労働者を対象とする社会保障制度（一般制度）が整備された。

フランスの社会保障制度は、歴史的に共済制度、社会保険から形成され、職域ごと、リスク（年金、医療等の別）ごとに多数が分立した複雑な制度となっており、国が保険者となることはない（第1部270頁参照）。具体的には、民間の商工業労働者を対象とする「一般制度」に国民の大多数が加入しているものの、この他にも公務員や国営企業の労働者を対象とする「特別制度」、自営業者を対象とする「非被用者制度」及び農業従事者を対象とする「農業制度」がある。これらの運営については、労使等の自主的な管理のもとに制度ごとに金庫が設けられている。政府は労使間で結ばれた制度の管理運営に関する協約を承認し、それによって民間部門の労使全体に強制的に適用されることになる。失業保険制度についても労使の協約により運営されている。

フランスのシンクタンクであるフランス経済情勢観測所（OFCE）によると、2002年の使用者が負担する社会保険料は給与の43%、被用者は14.3%となり、社会保障負担は企業の人件費に重くのしかかっている。こうしたなか、様々な社会保険料軽減策が取られている。

フランスの社会保障は、社会的リスクは全国民に関わるもので、保険料負担者だけでなく全国民が平等にサービスを受けるべきであるという「社会的連帯」の考え方を原則としている。

従来の失業対策は失業手当の給付による金銭的補償を中心としてきたが、近年では、失業を未然に防ぐとともに失業者の就労を促進する政策へのシフトが見られる。2001年7月1日、失業保険制度が大きく改正され、失業者の再就職の促進を図ることを目的とする雇用復帰援助プラン（PARE）が導入され、従来の公的機関による失業者に対する職業訓練や求職活動の支援がさらに強化されることとなった。また、公的扶助についても、金銭的援助をしながら社会的疎外者を労働市場に組み入れることを優先課題としている。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第4章 フランス

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(1) 失業保険

a 制度の概要

1958年の労使協約に基づいて創設された制度は、政府の介入を最小限に制限し、労使の合意に基づいて管理運営されている。従前の労使協約の期限が切れ、新たな労使協約を締結する際に制度の改正が行われる。国が労使間で結ばれた労使協約を承認すると、民間の労使全体に義務的に適用される。2001年の改正により、受給者の求職活動を個別に支援する雇用復帰援助プラン（PARE）が導入され、失業手当は従来の一律漸減手当（AUD）から漸減しない雇用復帰支援手当（ARE）となった。

b 根拠法令

2001年1月1日及び2003年1月1日に発効した労使協約に基づいている。協約は3つの使用者団体（MEDEF（フランス企業運動）、UPA（手工業連合会）、CGPME（中小企業総連盟））と5大労組（CGT（労働総同盟）、CFDT（フランス民主主義労働同盟）、CGT-FO（労働者の力）、CFTC（フランスキリスト教労働者同盟）、CFE-CGC（幹部職総連盟））との間で締結されている。

c 管理運営主体

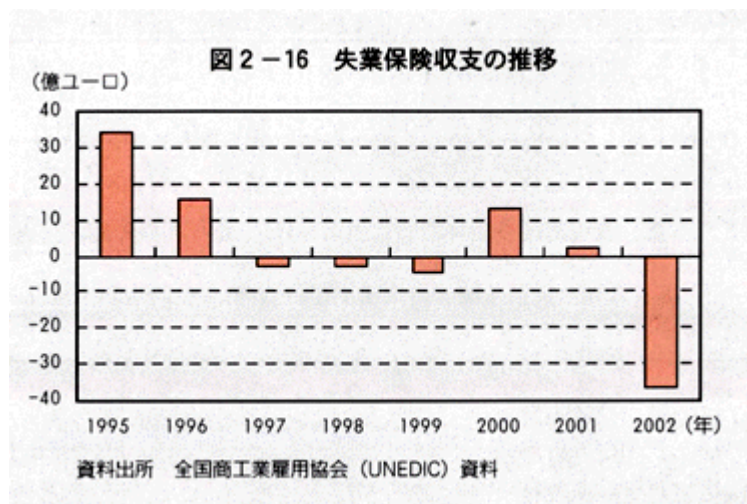
民間の機関である商工業雇用協会（ASSEDIC）及び全国商工業雇用協会（UNEDIC）が管理運営を行っている。全国30カ所の商工業雇用協会が窓口業務を行い、全国商工業雇用協会は商工業雇用協会を指揮監督し、全国レベルで失業保険制度を管理している。

d 財源

労使の保険料及び政府の補助金が財源である。2001年の収入総額は227億2,000万ユーロであり、そのうち保険料収入が92%を占めた。受給者数の増加により給付費が増大するときには、その増加額について政府が負担することがある。

景気の悪化による失業者の増加により、失業保険制度の2002年の単年度赤字は37億ユーロに達した（図2-16）。このため、失業保険財政の今後3年間の均衡を目的とした話し合いが労使間で行われ、2002年12月20日、保険料の引上げや失業手当の給付条件の見直し及び給付期間の短縮などを含めた合意がなされた。これにより、2003年1月1日以降、保険料率は給与の5.8%から6.4%（使用者負担率は3.7%から4.0%、労働者負担率は2.1%から2.4%）に引き上げられた。

図2-16 失業保険収支の推移



e 制度の対象者

民間の賃金労働者である。

f 受給要件

雇用復帰支援手当の受給要件は、

? 離職前22ヵ月の間に6ヵ月以上就労していたこと (2003年1月1日以降)、

? 公共職業安定所 (ANPE) に求職を申し込み、登録されていること、

? 60歳未満であること (ただし、60歳未満であっても年金拠出期間 (2002年では159四半期) が満期に達している者は年金が支給されるため対象とならない。一方、60歳以上でも年金拠出期間が満期に達していない者については65歳までは受給対象となる)、

? 労働に必要な能力があり、実際に職を探していること、

? 季節労働者でないこと、

? 正当な理由がなく自己退職した者でないこと、

である。

g 給付内容

雇用復帰支援手当の給付額は、離職前の賃金額と勤務形態 (フルタイム、パートタイム等) に基づいて算定される。フルタイムの場合の給付額は表2-15のとおりである。

表2-15 雇用復帰支援手当の給付額

表2-15 雇用復帰支援手当の給付額

2003年7月1日現在

離職前賃金月額	給付額
990.40 ユーロ未満	賃金月額の75%
990.40～1,084.90 ユーロ	最低給付額 24.76 ユーロ/日
1,084.90～1,791.18 ユーロ	賃金日額の40.4%+10.15 ユーロ/日 (一律給付分)
1,791.18～9,728 ユーロ	賃金日額の57.4%

資料出所 図2-16に同じ。

2003年1月1日の協約により、給付要件（就労期間）の厳格化と給付期間の短縮が行われ、同日以降に失業した者には新たな給付期間が適用されることとなった。改正前後の給付期間は表2-16のとおりである。

表2-16 雇用復帰支援手当の給付期間（改正前後）

表2-16 雇用復帰支援手当の給付期間（改正前後）

(改正前、2002年末まで)

就 労 期 間	給付期間
離職前 18 ヶ月中に 4 ヶ月	4 ヶ月
離職前 12 ヶ月中に 6 ヶ月	7 ヶ月
離職前 12 ヶ月中に 8 ヶ月	
(50歳未満)	15 ヶ月
(50歳以上)	21 ヶ月
離職前 24 ヶ月中に 14 ヶ月	
(50歳未満)	30 ヶ月
(50歳以上)	45 ヶ月
離職前 36 ヶ月中に 27 ヶ月 (50歳以上の特例)	
(50～54歳)	45 ヶ月
(55歳以上)	60 ヶ月

(改正後、2003年1月1日以降)

就 労 期 間	給付期間
離職前 22 ヶ月中に 6 ヶ月	7 ヶ月
離職前 24 ヶ月中に 14 ヶ月	23 ヶ月
離職前 36 ヶ月中に 27 ヶ月	
(50歳以上)	36 ヶ月
(57歳以上で過去25年間労働)	42 ヶ月

資料出所 図2-16に同じ。

h 給付実績等

受給者数は最近増加傾向にある。2002年12月31日時点で、失業保険制度に加入している労働者1,595万6,500人のうち受給者は208万5,000人で、前年同期比で9.0%増となっている（図2-17）。年齢別にみると、20代前半と30代に多く、それぞれ全受給者の4分の1を占めている。2001年に給付した失業手当の総額は167億7,100万ユーロで、離職前賃金に対する平均置換率は58.3%であった。

図2-17 失業手当受給者数の推移

図 2-17 失業手当受給者数の推移



資料出所 図 2-16 に同じ。

(注) 2001年6月までは一律漸減手当 (AUD) 受給者数で、2001年7月からはこれに加えて雇用復帰支援手当 (ARE) 受給者数である。この他、高齢失業者手当 (ACA) (注1) 受給者が数は少ないが通して含まれている。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第4章 フランス

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(2) 補足的な失業者扶助制度（連帯失業手当（ASS））

a 制度の概要

失業保険の給付を受給することができない者に対して、補足的に失業中の生活を保障する連帯失業手当（ASS：l'allocation de solidarite specifique）があり、その給付期間は原則6ヵ月となっているが、更新可能で制限はない。

この制度は、失業保険と公的扶助のいわば中間的な制度で、1984年に創設された。

b 根拠法令

労働法典第L351-10条である。

c 管理運営主体

規則制定などの制度管理は国が行い、事業の管理運営は商工業雇用協会及び全国商工業雇用協会が行っている。

d 財源

全額国庫負担である。

e 制度の対象者及び受給要件

対象となるのは、失業手当の受給期間が終了した長期失業者である。

受給要件は、

?過去10年間に5年以上就業していたこと、

?実際に求職活動を行っていること（55歳以上は求職活動を行わなくてもよい）、

?手当を申請した時点で一定以上の収入（2003年7月1日現在、単身者949.20ユーロ、カップル1,491.60ユーロ）のないこと、

である。

なお、最低社会復帰扶助（（3）参照）の受給を選択することも可能で、どちらか一方のみ受給できる。

f 給付内容

2003年7月1日現在、連帯失業手当の給付額は表2-17のとおりである。

表2-17 連帯失業手当の給付額

単身者	
月間収入	給付月額
542.40 ユーロ未満	406.80 ユーロ
542.40 以上 949.20 ユーロ未満	949.20 ユーロ - 収入
949.20 ユーロ以上	0
カップル	
月間収入	給付月額
1,084.80 ユーロ未満	406.80 ユーロ
1,084.80 以上 1,491.60 ユーロ未満	1,491.60 ユーロ - 収入
1,491.60 ユーロ以上	0

資料出所 図 2 - 16 に同じ。

なお、

?55歳以上で労働期間が20年以上ある者、

?57.5歳以上で労働期間が10年以上ある者又は

?老齢年金への保険料納付期間が160四半期以上ある者

は、177.30ユーロの割増給付を受けることができる。

g 給付実績等

受給者数は近年減少傾向にあり、1997年初めに約52万人だったものが、2002年末に約38万人まで減少している。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第4章 フランス

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(3) 公的扶助（最低社会復帰扶助（RMI : Revenu minimum d'insertion））

a 制度の概要

一定の所得水準を下回る貧困者一般を対象とする制度として1988年に創設された。単に金銭扶助を行うにとどまらず、住宅の提供や職業訓練を行い、社会的及び職業的参入を目的としている。さらに、失業保険の受給資格のない者や受給期間が終了した者を含めた失業者救済の最後の手段としての役割も果たしている。

b 根拠法令

社会福祉・家族法典である。

c 管理運営主体

管理運営については県が行い、給付は家族手当金庫（CAF）（注2）によって行われる。県が窓口となって申請手続きを受け付け、家族手当金庫で受給資格の有無のチェックや給付額の計算が行われ、県知事が支給の可否を決定する。

d 財源

全額国庫負担である。

e 制度の対象者及び受給要件

対象となるのは、25歳以上65歳未満のフランス居住者で、生活に困窮し、かつ就労努力を行っている者（子供を養育又は妊娠中の25歳未満の者を含む。）である。

受給要件は、

?収入が最低社会復帰扶助の最高給付額を超えないこと、

?受給開始後3ヵ月以内に県の社会復帰地域委員会（注3）との間で、社会に有用な活動や職業訓練に参加すること、就職先や住宅を探すこと、家計管理に努めること等を内容とする社会復帰契約（contrat d'insertion）を締結すること、

である。

f 給付内容

世帯構成に応じ、最低賃金の一定割合を基準額とし、財産や収入に基づき算定された生活資力を差し引いた額が実際の給付額となる。給付額の決定には、受給者本人及び配偶者、同居人、扶養家族

の収入（失業手当、年金、障害者手当、住宅手当（注4）等を含む）が考慮され、これらの収入は定期的に審査される。

最高給付月額表2-18のとおりである。子供が3人以上いる場合は、1人増えるごとに164.68ユーロ割増される。

受給期間は3ヵ月から12ヵ月で、原則1年以内とされているが、実際には更新可能であり、3年以上の受給者が3分の1を占めている。

表2-18 最低社会復帰扶助の最高給付月額

子供の数	単身者	カップル
0	411.70 ユーロ	617.55 ユーロ
1	617.55 ユーロ	741.08 ユーロ
2	741.08 ユーロ	864.57 ユーロ

g 給付実績等

受給者数は創設以来増え続けており、2003年1月現在で107万人となっている。受給者の半数以上が住宅手当も同時に受給しており、また、3分の1は最低社会復帰扶助が唯一の収入源となっている。

受給者の就職は、連帯雇用契約（CES）（注5）などの特殊雇用契約による場合は比較的容易であるが、それ以外の就職口を見つけることは難しく、受給者には長期失業者が多くなっている。また、受給者の特徴として、失業期間が長く、低学歴で、独身あるいは離婚経験者が多い。

表2-19 最低社会復帰扶助受給者の受給年数

受給年数	全受給者に占める割合
1年未満	21.3%
2年以上	57.2%
3年以上	31.0%
10年以上	9.4%

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第4章 フランス

3 現行制度に至る改革

(1) 現行制度に至る改革前の問題点

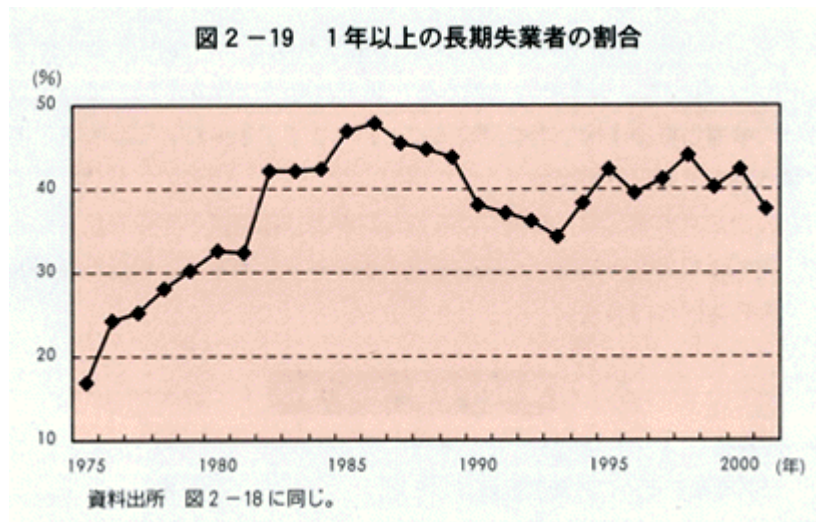
●若年者の高失業率と失業の長期化

若年者（15～24歳）の失業率は国全体の失業率より高い状態が続いており（図2-18）、特に、学歴のレベルが下がるほど失業率は高くなっている。長期失業者の問題も深刻で、1975年には8ヵ月であった失業期間が2000年には16ヵ月に長期化し、1年以上の長期失業者の割合も1975年の17.0%から2001年の37.6%と大きく増大している（図2-19）。

図2-18 失業率と若年者失業率の推移



図2-19 1年以上の長期失業者の割合



●最低社会復帰扶助制度への依存と受給者の増加

フランスの公的扶助制度は、1988年の最低社会復帰扶助制度の創設に見られるように、困窮した者の生活を支援するだけでなく、最終的には対象者の就労等をめざすものであった。しかしながら、これらの対策は、社会的疎外者の生活を維持するためには多大の貢献をしたものの、その制度本来の趣旨である就労という目標を十分達成してこなかった。実際、最低社会復帰扶助の受給者数は、制度発足時の1989年には42万人であったが、2003年1月現在で107万人と、倍以上に増えている。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第4章 フランス

3 現行制度に至る改革

(2) 失業保険、公的扶助制度等の改革 ●改革の内容

a 雇用復帰援助プラン (PARE)

2001年7月1日施行の失業保険制度の改正に伴い、雇用復帰援助プランが導入された。雇用復帰援助プランの契約を結んだ失業者は、失業手当の受給と並行して積極的に求職活動を行うことが求められる。

同日以降に公共職業安定所に登録し、雇用復帰援助プランの契約を結んだ失業者には、個別援助プロジェクト (PAP) が適用され、能力や適性に応じた就職斡旋や、必要な場合には職業教育訓練が行われる。商工業雇用協会は、公共職業安定所が実施する個別援助プロジェクトを監視し、受給者が就職面接に無断欠席した場合等には失業手当の支払いを中断する。

また、雇用復帰援助プランの導入に伴い、従来の失業手当に当たる一律漸減手当 (AUD) は原則廃止され、給付額が漸減しない雇用復帰支援手当 (ARE) となった。失業者の登録をし、職又は職業訓練先を探している労働者はこの雇用復帰支援手当を受けることができる。2001年7月1日以前の求職登録者で雇用復帰援助プランを選択しない者は、例外的に公共職業安定所との面接や求職活動を義務づけられないが、一律漸減手当の対象となるので、実際は雇用復帰援助プランを選択する者が多数である。雇用復帰援助プランの具体的な内容は以下のとおりである。

雇用復帰援助プランの内容

1 対象者

公共職業安定所に失業者登録をした者

2 実施主体

公共職業安定所、商工業雇用協会及び全国商工業雇用協会

3 財源

全国商工業雇用協会は、2001年7月から、失業保険の保険料収入の一部を再就職支援対策費として公共職業安定所へ交付している。一方、公共職業安定所は、全国商工業雇用協会に定期的に進捗状況を報告することとなっている。

4 事業内容

(1) 失業者の希望・適性等に合わせた活動援助内容の特定

雇用復帰援助プランに登録した失業者は、公共職業安定所との面接によって策定される個別援助プロジェクトに基づき、具体的な再就職のための活動援助を受ける。個別援助プロジェクトにおいては、求職者個人について、

?有する資格、

?適した職業タイプ、

?希望する雇用形態、

?希望する職業に就くための職業訓練の必要性

等について特定を行う。

(2) 6ヵ月後の職業能力診断

上記措置を受けて6ヵ月後にもなお再就職できていない失業者に対しては、より詳細な職業能力診断が行われる。

(3) 12ヵ月後の助成金付就職

(1) の措置を受けてからなお12ヵ月経ても再就職できていない失業者を採用する使用者は、3年を限度として逡減的助成金を受給することができる。助成金額は、1年目は採用した労働者の賃金の40%、2年目は30%、3年目は20%と逡減する（有期雇用契約の場合は、雇用期間を3分の1ずつに区切って同じように逡減）。

(4) 雇用復帰援助プラン登録期間中の求職者の権利と義務等

イ 権利

?失業者は、雇用復帰援助手当の支給を受けることができる。

?失業者は、個別援助プロジェクトによる職業能力試験、詳細な職業能力評価、職業訓練等を受けることができる。

?失業者は、就職に伴い移転や職業訓練が必要になった場合には、これらに係る支援を受けることができる。

?求職期間が12ヵ月以上となった失業者を雇用する使用者は、(3) の助成金を受けることができる。

ロ 義務

?失業者は、正当な理由なく就労、職業訓練及び健康診断を拒否することができない。

?失業者は、公共職業安定所との面接への出席及び必要書類の送付を怠ってはならない。

?失業者及び使用者は、不正行為及び偽りの申請を行ってはならない。

(5) 商工業雇用協会による公共職業安定所の監視等

商工業雇用協会は、公共職業安定所による個別援助プロジェクトが適切に実行されているかを監視する。受給者が公共職業安定所との面接に無断で欠席した場合や、送付すべき必要書類を欠いたときは、商工業雇用協会は手当の支給を中断することができる。

2001年の協約により、個別援助プロジェクトが適用される全ての期間において、商工業雇用協会も職業訓練や移動に関する拠出を行っている（3参照）。なお、雇用復帰支援手当は職業訓練中も継続して支給される。

b 貧困・社会的疎外者対策全国行動計画

ギグ雇用連帯相（当時）は2001年7月18日、2002年度以降の貧困・社会的疎外者対策全国行動計画を発表した。本計画は、政府が社会的疎外者対策として1998年に開始した3ヵ年計画を引き継いだもので、雇用から遠ざかっている技能や資格のない若年者、長期失業者などを対象としている。労働により適当な収入を得ることによって人間の自立性と尊厳を保つことができるという考え方に基づき、就職を社会復帰の第一歩と捉え、就職支援活動を強化し社会復帰を図ることを目的とした

ものである。

本計画の一環として行われているTRACEプログラムは、技能や資格のない25歳未満の若年者を対象として、自治体レベルで実施される。最大18ヵ月にわたり生活面、職業訓練及び求職活動に関して支援を行い、最終的に持続的な雇用につながることを目的としている。また、2002年末までにTRACEへ加入した無収入の若年者に対して、6ヵ月間（2回更新可）月額300ユーロの手当が支給されることとなった。

一方、同じく本計画の一環として行われているニュースタートプログラムでは、最低社会復帰扶助受給者、連帯失業手当受給者等の長期失業者に対し、雇用復帰援助プランを契約した失業者と同様に公共職業安定所により個別援助プロジェクトが策定されることとなった。

●改革の成果と問題点

a 成果

2001年7月1日の雇用復帰援助プラン導入以来、2002年7月までに約450万人の失業者が個別援助プロジェクトの適用を受けた。そのうち約310万人が2001年7月1日以降の新規登録者で、約140万人がそれ以前からの求職者である。1年以上の長期失業者と最低社会復帰扶助受給者への個別援助プロジェクトの適用も順調に進み、2001年7月1日からの1年間で、長期失業者は約79万人、最低社会復帰扶助受給者は約39万人が個別援助プロジェクトの適用を受けている。

b 問題点

フランスでは、失業手当や最低社会復帰扶助等の給付は権利であるという意識が強く、これらの給付を受けるために就労促進等の社会復帰活動に参加する必要があるという考え方に抵抗感を持つ者もいる。「福祉から就労へ (Welfare to Work)」という、言葉についても、イギリスほど一般的ではない。このため、雇用復帰援助プランは導入されたものの、これに対する労働組合側の抵抗が強く、効果が十分に上がっていない面がある。給付を「権利」と捉える失業者の意識を、権利享受のためには積極的求職活動が義務であると捉えるように変革し、所定の効果があがるようにするためには、まだ相当の時間が必要であると考えられる。

また、雇用復帰援助プランに関する公共職業安定所の対応の問題がある。全国商工業雇用協会が2001年7月から失業保険の保険料収入の一部を再就職支援対策費として公共職業安定所へ交付し、一方で公共職業安定所は全国商工業雇用協会に定期的に進捗状況を報告することとなっているが、全国商工業雇用協会の担当者によると、当該進捗状況について公共職業安定所から全国商工業雇用協会に対して十分な情報提供がなされていないという。公共職業安定所が作るはずであった成果について評価をするためのシステムが十分でなく、現在に至るまでこの事業に対する評価ができないでいるとのことである。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第4章 フランス

4 今後のあり方

●概要

2002年6月に左派系の前ジョスパン政権（1997年6月～）から政権を引き継いだ保守系のラファラン政権は、以下のような施策を実施することとしており、今後、新政権のもとで各種の改革がどのように展開されるか注目される。

a 社会生活復帰契約（CIVIS：Contrat d'insertion dans la vie sociale）の導入

若年者を対象としたTRACEを追加・修正する形で、新たに社会生活復帰契約（CIVIS）が2003年7月11日のデクレ（政令）により導入された。

このプログラムは、若年者の社会復帰を目的とし、

?職業訓練又は雇用、

?創業及び自営の支援、

?非営利団体、NGO等での雇用、

の3つのパートに分かれており、一般的には「企業での若年者」法（第1部50頁～参照）の対象者に比べてより就職が困難な若年者が対象となる。18歳から22歳の若年者を対象とし（23歳以上は25歳に達する前に契約が終了するよう契約期間が定められる）、最大契約期間は3年間である。

実施機関は、地方ミッション（Mission locale）（注6）又は受入・情報提供・オリエンテーションセンター（Permanence d'accueil, d'information et d'orientation：PAIO）となり、これらの職員が若年者の後見人となってマンツーマンで対応に当たる。3カ月のオリエンテーションを行った後、若年者は上記の3つのうちから1つを選び、契約を結ぶ。契約を結んだ組織は国又は地方自治体から法定最低賃金（SMIC）を基にした金銭的援助を受ける。

b 就労最低所得保障制度（RMA：revenu minimum d'activite）の導入

2003年5月7日、フィヨン社会問題・雇用・連帯大臣は最低社会復帰扶助の就労部分を強化した就労最低所得保障制度（RMA）法案を閣議に提出した。2004年1月1日の施行を目指している。

就労最低所得保障制度は、2年以上最低社会復帰扶助を受給している者を対象とする、週20時間、6カ月（更新は2回まで）の有期雇用で、少なくとも法定最低賃金に等しい額が賃金として支払われることとされている。受給者を雇い入れた使用者は法定最低賃金と最低社会復帰扶助の差額分を支払う。また、使用者の社会保障負担が軽減される。

現在、最低社会復帰扶助を受給するためには、社会復帰契約を締結することが条件とされているが、社会復帰契約には法的拘束力がなく、実際に社会復帰契約を締結する受給者は半数程度で、求

職活動が徹底されていない。受給者のうち約4分の1は職業経験がなく、数年にわたって受給している者も多い。

こうした状況を受け、就労最低所得保障制度では、

?実施主体を県に一本化する、

?社会復帰契約の内容を就労に絞る、

?社会復帰契約を遵守させるために個々の受給者へ後見人の制度を導入する、

等の改善を行い、受給者に密着したサポートによる効果的な就労促進を目的とした制度とすることとしている。

c 起業家支援策（経済イニシアティブ関連法案）

「経済イニシアティブ関連法案」は、シラク大統領が2002年の大統領選で公約としていた「5年間の100万企業創設」の実現を目指すもので、2002年10月7日にその骨子が発表された。これは、「単に無資格者、低資格者及び若年者の雇用可能性を高めても肝心の雇用創出が十分でなければ、こうした努力は画餅に帰する。」との認識のもと、起業家精神を刺激することで雇用創出を図り、社会的疎外者に対しては更に社会復帰を推進し、労働市場への再参入を労使に可能な限り委ねるというラファラン政権の基本的な方針に基づくものである。

具体的な内容は、

?起業に伴う行政手続の簡略化、

?被用者による起業の促進、

?企業の譲渡・売却に伴う税負担の軽減

等である。零細・中小企業が全企業の97%を占めるフランスにおいて、新企業の設立を促すことで低迷する国内経済の活性化を図り、雇用創出・維持につながることを期待されている。同法案については、2003年2月から国会での審議が開始されており、政府は9月までの施行を目指すとしている。